

(別添1)

令和7年度スクールソーシャルワーカー募集案内

島根県教育委員会

島根県教育委員会では、令和7年度スクールソーシャルワーカー活用事業として、スクールソーシャルワーカーを以下のとおり募集します。

■受付期間 令和6年12月16日(月)～令和7年1月10日(金) 17:00必着
※持込の場合は、土日・祝日・12月27日(金)～1月3日(金)を除く

1 職務内容

- ・ 課題を抱える児童生徒がおかれた環境への働き掛け
- ・ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ・ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動
- ・ ひきこもり対策連絡調整業務

2 応募条件

次の(1)～(5)のいずれかに該当し、原則として年間を通して勤務できる者であること。

- (1) 社会福祉士の資格を有する者
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (3) 福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、かつ養成校団体や職能団体の実施するスクールソーシャルワーカーの講習を受講した者
- (4) スクールソーシャルワーカー活動経験の実績等があり、かつ社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格の取得を目指す者
- (5) スクールソーシャルワーカー活動経験の実績等がある、もしくは福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、上記職務内容を適切に遂行できる者

3 勤務条件

(1) 勤務地及び募集人数

- ① 島根県立高等学校3校への配置(3名)
 - ・ 島根県立宍道高等学校(1名)
 - ・ 島根県立浜田高等学校定時制・通信制(1名)
 - ・ 島根県立三刀屋高等学校掛合分校(1名)
- ② 島根県内の県立高等学校及び特別支援学校への派遣(20名程度)
 - ・ 主に県東部の県立学校(10名程度)
 - ・ 主に県西部の県立学校(10名程度)
 - ・ 主に隠岐郡の県立学校(若干名)

(2) 報酬

1時間当たりの報酬単価は3,500円とする。また、別に通勤事情を考慮して通勤手当相当分の報酬を支給する。

(3) 勤務時間

勤務時間は年間140時間以内を基本とする。1校あたり1回の勤務時間は2時間程度を基本とするが、配置校及び派遣先の実情等に応じた勤務形態となる。

(4) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 勤務形態

県立学校への派遣または、県立学校への配置のいずれかの勤務形態については、県教育委員会で決定する。

(6) 資質向上

県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー活用事業に係る連絡協議会・スクールソーシャルワーカー研修会への積極的参加やスーパーバイザーを有効活用することで、自己研鑽に努めることとする。

4 応募手続

- (1) 応募締切 令和7年1月10日(金) 17:00 [必着]
- (2) 提出書類
- ① 新規応募者
- ・応募票Ⅰ 【別紙様式1】
 - ・履歴書
 - ・面接カード【別紙様式3】
 - ・応募資格が証明できるものまたはその写し (写しの場合は、面接時に原本の確認をします)
- ② 令和6年度に本県の県立学校(派遣又は配置)でスクールソーシャルワーカーの任用を受けた者
- ・応募票Ⅱ 【別紙様式2】 (任用希望の有無にかかわらず提出すること)
- (3) 提出方法 上記(2)①に該当する者は郵送または持込、②に該当する者は郵送、メールまたは持込にて提出すること。
- (4) 提出先 島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室
(郵送の場合) 〒690-8502 松江市殿町1番地
(メールの場合) codomo@pref.shimane.lg.jp

5 任用手続き

- (1) 書類による選考
全応募者について、提出された書類による選考を実施する。また上記①に該当する応募者については、その結果、面接の実施の可否について本人宛に通知する。
- (2) 面接の実施

対象者	日時	会場
①新規応募者(東部)	令和7年2月1日(土)	島根県分庁舎 2F 教育委員室
②新規応募者(西部)	令和7年2月2日(日)	浜田合同庁舎 2F 大会議室
③令和6年度に本県の県立学校(派遣又は配置)でスクールソーシャルワーカーの任用を受けた者(西部)	令和7年2月2日(日) 3日(月)	(2日)浜田合同庁舎 2F 大会議室 (3日)浜田合同庁舎 5F 会議室
④令和6年度に本県の県立学校(派遣又は配置)でスクールソーシャルワーカーの任用を受けた者(東部)	令和7年2月1日(土) 4日(火) 5日(水)	(1日)島根県分庁舎 2F 教育委員室 (4・5日)島根県民会館 2F 教養室

※対象者の隠岐在住者の面接日時については別途定め連絡する。

- (3) 任用の決定
応募した者の中から、県教育委員会が任用者を決定し、勤務形態等とともに令和7年2月下旬に通知する。なお、隠岐での勤務を希望するものを優先的に任用する。

島根県教育庁教育指導課 子ども安全支援室 担当 指導主事 瀬川明臣 TEL 0852-22-6065 FAX 0852-22-6265 E-Mail segawa-akiomi@edu.pref.shimane.jp
--